⑶　Subject matter of the contract : Construction Project of Pump Manufacture and Installation, Yuutari drainage pump station, Toshibetu river Irrigation Project, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 17 July 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 9 September 2013 (tenders brought with 12 : 00 p.m. 9 September 2013 or submitted by mail 12 : 00 p.m. 9 September 2013)

⑹　Contact point for tender documentation : Syuniti Abe, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Obihiro Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism West 4, South 8, Obihiro, Hokkaido 080―8585, Japan, TEL 0155―24―2903

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月14日

契約担当役

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事　加藤　賢朗

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14

○営第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　富山労災病院新棟その他整備工事

⑶　工事場所　富山県魚津市六郎丸992

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる施設の改築を行うものである。

敷地面積　29,762.33㎡

建物用途　病院

工事種目・構造・規模

１）新棟新営工事

構造　鉄筋コンクリート造６階建て（免震構造）

建築面積　6,100㎡（新棟）

延べ面積　22,800㎡（新棟）

建物用途　病院

工事種目　新棟新築１棟、付属棟（医療用ガス供給棟）新築１棟、電気設備新設一式、暖冷房衛生設備新設一式、工作物新設一式

２）［既存職員宿舎等解体工事］

宿舎　鉄筋コンクリート造２階～３階建　計６棟、解体面積　2,495.78㎡（６棟合計）

自転車車庫　鉄骨造平屋建　１棟、解体面積　40.00㎡

３）［外構整備等工事］

車庫解体　鉄骨造平屋建１棟、解体面積109.86㎡

受水槽撤去・新設工事、透析槽撤去・新設工事、囲障・門扉新設、屋外排水設備切回し、既存ＰＴ棟庇解体

４）［玄関庇・車寄せ庇新設］

⑸　工期　平成28年６月30日まで。

指定部分１　⑷のうち、２）は平成26年２月28日

指定部分２　⑷のうち、３）は平成26年６月30日

指定部分３　⑷のうち、１）は平成28年３月31日

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約21,000㎥、鉄筋約3,500ｔ、板ガラス約1,400㎡

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事において、独立行政法人労働者健康福祉機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成25年３月８日改正）」に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合は、それぞれの工事種目において監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を配置すること。

２　競争参加資格　次の条件を満たす異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年６月14日付け独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役）に示すところにより独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役から富山労災病院新棟その他整備工事に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者又は次の⑷から⑿に掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

⑴　工事種別が建築一式工事、電気工事又は管工事とする異なる工事（以下「工種」という。）を担当する構成員からなる異工種ＪＶであること。

⑵　各工種間は協定書に基づく分担であること。なお、異工種ＪＶの構成員のうち一者が複数の種別の工事を実施すること。また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。

⑶　構成員の数は、各工種ごとに２以内であること。

⑷　全ての構成員について、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑸　全ての構成員について、厚生労働省から平成25・26年度有資格者名簿［建設工事］のうち東海北陸ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑹　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑸の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。

①　建築一式工事　1,200点

②　電気工事　1,100点

③　管工事　1,100点

⑺　全ての構成員について、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑻　各工種の構成員は、①から③に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種建設工事共同企業体の場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一工事でなくてもよい。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。

①　建築工事　工事に携わる構成員は、工事種目が建築一式工事の有資格業者であって、次のア及びイの条件を満足する工事を施工した実績を有すること。ただし、ア及びイは同一工事でなくてよい。

ア　建物用途　病院

構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

階数　地上５階建て以上

建物規模　延べ面積15,000㎡以上

工事内容　新営工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

イ　地上３階建て以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上の建物の免震装置の設置工事（新営工事であるか改修工事であるかは、問わない）

②　電気設備工事　工事に携わる構成員は、工事種目が電気工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新営工事を施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院

構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

階数　地上５階建て以上

建物規模　延べ面積15,000㎡以上

工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件を満たす工事とする。）